

令和3年8月2日

保護者 各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

緊急事態宣言期間中の保育施設等の利用に係る利用者負担額等の取扱いについて

平素より本市教育保育行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者が急増しており、国からも「緊急事態宣言」が再度発令されている状況です。

これらを受けて、緊急事態宣言期間中の保育施設等の利用に係る利用者負担額等について、家庭保育にご協力いただいた方には、日数に応じて日割りにて減額します。具体的には下記のとおりとなります。

記

1. 家庭保育に係る日割り計算を行う期間

令和3年8月2日～8月31日

2. 利用者負担額等の日割り計算の対象者

上記期間中に家庭保育にご協力いただいた方（土曜日含む）

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

3. 利用者負担額等の計算方法

【保育料】

月額保育料 × 対象となる期間を除く開所日数 ÷ 25日 ※(10円未満切り捨て)

【給食費】

各施設にお尋ねください。

4. 利用者負担額料等の返還方法

返還時期、返還方法につきましては、令和3年4月から6月分も含めて今回の緊急事態宣言解除後にお知らせする予定です。

※この期間中以外の取扱いにつきましては、すでに通知させていただきました「令和3年4月22日付羽市こ第236号 新型コロナウイルス感染症に伴い認可教育保育施設等が臨時休園等になった場合の利用者負担額等の取扱いについて」をご参照ください。

**国及び大阪府の動向を踏まえながら、再度実施期間を延長する場合は改めてお知らせいたします。**

【お問合せ先】

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111(内線 1231, 1233, 1235, 1254)